

お知らせ掲示板

くらし

市営住宅の定期募集

期 12月1日(日)(入居予定日) **対** 既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)
【募集案内配布】 **期** 10月8日(火)～19日(土)(土日祝は開館施設のみ) **時** 午前9時～午後5時 **場** 市庁舎(1階総合案内、9階市営住宅管理センター)、区役所、まちづくりセンター、大江・五福交流室、市ホームページ
【申込】 **期** 10月13日(日)～19日(土)(土日祝含む) **時** 午前9時～午後5時 **場** 市庁舎14階大ホール **対** 認め印、申込者全員分の収入がわかる書類
【抽せん会】 **期** 10月28日(月)・29日(火) **場** 市庁舎14階大ホール
【共通】 **問** 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)、受付期間の土日は市役所代表電話(☎328-2111)
 (市営住宅課 ☎328-2461)

市営墓地の貸し付け

【墓地名】 桃尾墓園(東区戸島町)
【募集数・使用料】

| 種別 | 募集数 | 永代使用料 |
|------------------------|-----|-------|
| 一般墓地(5m ²) | 57 | 60万円 |
| 芝生墓地 | 184 | 60万円 |

対 市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 **期** 11月22日までに直接、健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へ ※募集要項は上記申込場所のほか、秋津・東部・花園・飽田・南部・北部まちづくりセンター、大江交流室、墓地管理事務所配布。
 ※桃尾墓園以外の墓地(花園、清水、城山、立田山、浦山、小峯)は改めてお知らせ予定。
 (健康福祉政策課 ☎328-2340)

10月は市県民税第3期の納期

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。
 (納税課 ☎328-2204)

公的年金等を受給している方へ65歳になられた方へ(納付方法変更)

公的年金等を受給中の方で、平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日の間に満65歳になった方(昭和28年4月3日～昭和29

年4月2日生まれの方)は、10月から市県民税の納付方法が変わり、これまでの普通徴収(納付書または口座振替による納付)から公的年金等からの特別徴収(天引き)へと変更になります。**【対象となる方(平成31年(2019年)4月1日現在)】**公的年金等を年間18万円以上受給している方で市県民税が課税となる方/公的年金等から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市県民税額よりも多い方 ※収入や控除の状況により、公的年金等からの特別徴収の対象にならない場合があります。※公的年金等の収入以外に、給与などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「個人市県民税」は、同じ税金です。
 詳しくは、市民税課(☎328-2181)へ。

10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

対 公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして給付金を支給します。受け取りには請求書の提出が必要です **対** ①老齢基礎年金を受給し、要件をすべて満たしている方(65歳以上、世帯員全員が市町村民税が非課税、年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下) ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約462万円以下の方 **期** ①平成31年(2019年)4月1日以前から年金を受給している方:対象となる方へは、日本年金機構から手続きのご案内を9月上旬から順次送付しています ②平成31年(2019年)4月2日以降に年金を受給しはじめた方:年金の請求手続きと併せて年金事務所または区役所区民課、総合出張所で手続きを行ってください

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意ください

※日本年金機構や厚生労働省が口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
問 給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)(☎0570-05-4092)
 (国保年金課 ☎328-2280)

監査結果などを公表しています

場 情報公開窓口(市庁舎1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ **対** 令和元年度(2019年度)一般会計・特別会計定期監査(工事)報告書、平成30年度(2018年度)一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状

況審査意見書、平成30年度(2018年度)公営企業会計決算審査意見書、平成30年度(2018年度)決算に基づく健全化判断比率等審査意見書
※ 監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなど、監査委員が調査した結果をまとめたもの
※ 審査意見書とは、決算書などの計数の正確性を検証し、各比率などが正しく算定されているかなどを審査し監査委員の意見を付したものです。
 (監査事務局 ☎328-2763)

新しい図書館サービスが始まります

期 10月2日(水)～**対** 市内すべての図書館・図書室等で次のサービスを開始。**①** 在架予約サービス:読みたい本が貸出状況や受取場所に関係なく予約可能 **②** 雑誌予約サービス:雑誌(バックナンバー)が予約可能 **③** 貸出履歴記録サービス:借りた図書の履歴(タイトル、著者名等)が図書館ホームページのMyライブラリから確認可能 **④** 図書館ホームページリニューアル:より見やすく使いやすくなるよう、新しいデザインや構成へ。
 (市立図書館 ☎363-4522)

白熱電球(家庭使用分)をLED電球へ交換します

| 交換会場 | 日時 |
|------------|---------------------------------|
| 市庁舎7階環境政策課 | 12月20日(金)までの平日 午前8時半～午後5時15分 |
| 植木公民館 | 11月30日(土) 午前10時～午後4時 |
| 富合公民館 | 12月1日(日) 午前10時～午後4時 |
| 東部公民館 | 12月7日(土) 午前10時～午後4時 |
| 西部公民館 | 12月8日(日) 午前10時～午後4時 |

対 合計1,000個をLED電球へ交換します(抽選) **対** 口金サイズE26、明るさ60W相当、密閉型器具対応、調光器具非対応、断熱材施工器具非対応 **期** 10月31日(消印有効)までに、はがきまたはメール(ondankaenergy@city.kumamoto.lg.jp)で住所、氏名、電話番号、交換数(1人2個まで)、希望の交換会場を記入し、〒860-8601環境政策課温暖化・エネルギー対策室へ ※抽選結果は通知の発送をもって代えます。
 (温暖化・エネルギー対策室 ☎328-2355)

スポーツフォトコンテスト2019

対 県内のスポーツシーンを撮影した作品を募集(昨年11月1日以降撮影したもの) **対** **【部門】** ①一般の部(18歳以上)、②高校生の部 **【形式】** 四つ切(ワイド可)、A4サイズ写真プリント、白黒・カラーどちらでも可。※パソコン処理等による合成・消去不可 **期** 10月31日までに体育施設で配布またはホームページ(http://kc-sks.com)でダウンロードした応募用紙を貼り〒862-0941中央区出水2-7-1(一財)熊本市社会教育振興事業団スポーツフォトコンテスト係(☎385-1042)へ
 (スポーツ振興課 ☎328-2724)

埋立ごみから使用済み小型家電を回収する「ピックアップ回収」

収集した「埋立ごみ」の中から、掃除機、デジタルカメラなどの使用済み小型家電を選別し、鉄、アルミ、希少金属等のリサイクルを行う「ピックアップ回収」を4月1日から開始しました。
 これにより、使用済み小型家電のリサイクル量は日本一となる見込みです。使用済み小型家電は、電池類を取り除き、指定袋(有料)に入れて、「埋立ごみ」の日に出してください。
 (廃棄物計画課 ☎328-2359)

「ハロウィンジャンボ宝くじ」等の発売

期 9月24日(火)～10月18日(金)
※ 抽せん日:10月30日 **場** 全国の宝くじ売り場 **費** 1枚300円 **対** **【当せん金】** 1等3億円、1等の前後賞各1億円、2等500万円。ハロウィンジャンボミニ(1等賞金2,000万円)も同時発売。詳しくは、宝くじ売場または宝くじ公式サイトへ。ぜひ熊本県内の宝くじ売場で、お買い求めください。
 (財政課 ☎328-2085)

10月は「明るい選挙推進強調月間」

選挙が適正に行われるためには、1人ひとりが選挙制度を正しく理解しながら、政治や選挙に十分な関心を持ち、代表者にふさわしい人を選ぶための正しい目をもつことが大切です。
■ 次のような行為は、罰則で禁止されています。

政治家や政治家の関係団体・後援団体の寄附、政治家に対する寄附の勧誘・要求、政治家の時候のあいさつ状送付、政治家や後援団体のあいさつを目的とする有料広告の掲載

【寄附の例】 病気見舞い、地域の運動会などへの飲食物の差し入れ、お祭りへの寄附や差し入れ、入学祝・卒業祝・お中元やお歳暮、本人が出席しない場合の結婚祝いや葬式の香典、葬式の花輪・供花、落成式・開店式の花輪、町内会の催物への寸志や飲食物の差し入れ(選挙管理委員会事務局 ☎328-2771)

10月11日は「安全・安心なまちづくりの日」

地域社会の安全安心を守るために、毎年10月11日～20日を「全国地域安全運動」とし、防犯協会や防犯ボランティア団体とともに、地域での安全活動を行っています。「地域の力になりたい」と思ったら、「できることから」始めましょう。あいさつや散歩時のパトロールなどちょっとした行動でも犯罪や事故を防止することができます。犯罪や事故を防止するため、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。
 (生活安全課 ☎328-2397)

私有地の樹木などは適切な管理を



私有地内の樹木などの管理が不十分で道路上に張り出していると、歩行者・自動車などの通行や見通しの妨げとなり、交通障害となるだけでなく、重大事故につながる恐れがあります。適切な管理がされなかった樹木などが原因で道路上の事故が発生した時には、所有者の責任が問われる場合があります。樹木などを所有する方は、樹木などに対し適切な管理(剪定や伐採など)を行いましょう。
 (土木管理課 ☎328-2468)

委・員・募・集

熊本市街路樹再生計画策定委員会

街路樹における課題を解決するために策定する計画の内容を審議する委員
任期 委嘱日から計画が策定される日まで
対象 市内に住むが通勤・通学する方
定員 1人(書類・面接による選考)
 詳しくは、市ホームページまたは道路整備課(☎328-2484)へ。

くらしの中の人権 71

子どもの人権を守りましょう

これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待などの犠牲になるなど、大きな社会問題になっています。

また、国際的にも武力紛争や政治混乱などによる貧困、飢餓などは、社会的に弱い立場にある子どもたちの生活や生命を脅かしています。

子どもの人権も最大限に尊重され、守らなければなりません。

国連では1989年(平成元年)に、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的として「児童の権利に関する条約」を採択し、日本もこの条約を批准しています。

また、平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、この条約に基づき、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されることが明確化されました。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すために私たち大人が、子どもの権利についてきちんと理解し、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくことが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)